

第155回国立市情報公開及び個人情報保護審議会 質問票

諮問案件

- No. 1 電子計算組織を利用した生産緑地及び特定生産緑地に係る個人情報ファイルの作成に係る諮問  
 No. 2 児童手当(特例給付を除く。)の受給世帯に臨時特別給付金を支給する事業に係る諮問  
 No. 3 特別定額給付金業務に係る諮問

委員名	諮問No.	質問事項(意見を含む。)	回答
原田	1	生産緑地台帳を管理・使用する課は都市計画課ですか？	都市計画課です。
原田	1	新たに作成される個人情報ファイルを管理・使用するのには、生産緑地台帳を管理・使用する課以外にありますか？	ありません。
原田	1	他の市区町村の導入実績を教えてください。	【業者からの情報提供により確認】 稲城市、あきる野市、武蔵村山市、青梅市、町田市 【公開型GIS(インターネット上で誰でも閲覧可能)からの確認】 府中市、三鷹市、葛飾区、足立区、板橋区、杉並区、世田谷区、大田区、東京都 ※他の区市町村において、公開型GISは導入していませんが、内部のGISで管理(導入)している可能性があります。
中川	1	(セキュリティ対策に係る質問)	(回答)
岸	1	(セキュリティ対策に係る質問)	(回答)
関口	1	(システムに関する質問)	(回答)
関口	1	(システムに関する質問)	(回答)
石居	1	基本的に必要性は認められると考えますが、以下の2点について質問と、1点についてリクエストさせていただきます(セルをわけます)。	-
石居	1	業者への元データの提供の仕方(媒体)と確実にそれを回収するために考えておられる手だてがありましたら、ご教示ください。	業者へのデータ提供はCD-ROMでの受け渡しになります。提供時に借用書にて貸借を明確化し、委託業務終了時にはCD-ROMの返却、データ消去及び書類提出を求めます。
石居	1	成果物はDVD-ROMで、図面データの作成は今後も同様に委託とありますが、システムが構築された時にはすべてを庁内で実施できるのでしょうか。	担当者がGISの操作方法やデータベースの考え方等を理解すれば全ての作業は庁内で実施できます。しかしながら、今のところでは、委託化が妥当と考えています。
石居	1	(セキュリティ対策に係る質問)	(回答)
原田	2	「通知する場合、目的外利用に関する多数の問い合わせが予想される」とのことですが、具体的には、どのような内容の質問ですか？過去に多数の問い合わせがあった事案と質問内容を教えてください。	想定される質問は、「目的外利用とは何か。」や「なぜ目的外利用ができるのか。」等の目的外利用に関する質問。なお、当課においては、本件諮問と同様の事業を実施したことがないため、過去の事案はありません。
中川	2	目的外利用及びその理由についての本人通知を行わない理由として、多数の問合せが予想されることが挙げられていますが、この理由の他に、「必要性」がないと判断できる実質的理由はないのでしょうか。 おおよそ多数人の個人情報の目的外利用の事案では本人通知は必要とされないとは考えられないと思われれます。目的外利用の本人通知の趣旨は、公的機関で収集・管理されている自己の個人情報などがどのように利用されているのを知ることが本人の意に反する個人情報の利用を抑制する点にあると思われれますが、このような観点から「必要性」がないという実質的理由を明らかにする必要があると考えます。	本人通知をしない理由は下記の2点です。 1 目的外利用に関する本人通知により、そのことに関する問い合わせが増えることが予想され、その対応に時間がかかることにより、給付金の支給が遅れてしまい、給付金の対象者に不利益となる恐れがあるためです。 2 対象者に送付する別紙文案(資料2-2のP27)の記載から、また、新聞等の媒体から、児童手当受給者に給付金を支給することについて、頻りに報道されていることから、市が児童手当の情報を利用することを、給付金の対象者は容易に推測できるため、改めて条例に基づく本人通知をする必要はないと考えます。

委員名	諮問No.	質問事項(意見を含む。)	回答
関口	2	(意見のみ) 国からの要請に基づく必要な事務手続きであると認められることから、目的外利用についても必要性が十分に認められるものと考えます。 また、本人通知を行わずに手続きを進める事についても事務遂行上やむを得ないと認められることかと考えます。	-
関口	2	(意見のみ) 臨時特別給付金に係る新規の個人情報ファイルの作成についても、必要性を認められますので問題ないと考えます。 ただし、本件は、緊急経済対策に関する一時的な特別対応でのみ必要なファイルかと考えますので、利用期間、保存年限などをご確認いただき、不要となった際にシステム内に放置されることなくきちんと削除されます様、運用手続き、対応をご確認いただきますようお願い致します。	-
石居	2	必要性・緊急性ともに認められると考えますが、以下の1点について質問させていただきます(セルをわけます)。	-
石居	2	目的外利用する個人情報に、受給者の(2)生年月日(支給対象児童については理解できます)、(3)性別、が含まれる理由は何でしょうか。	同姓同名の給付金の対象者がいる可能性があることから、対象者を正確に特定するため、住所のほか、性別や生年月日の情報が必要です。
原田	3	「通知を行うことにより、事務が煩雑になり混乱が生じる可能性」について、具体的生じ得る混乱の内容を教えてください。	通知を行うとなると申請書関係書類と同封することが想定されるが、対象者の引き抜き作業が必要になりかなりの時間を要すること。また、封入封緘の作業は業者に委託しているため、その作業工程からも外れることになり、事務日程に遅れが生じる。
中川	3	目的外利用及びその理由についての本人通知を行わない理由として、煩雑な事務により迅速性が損なわれる点が挙げられていますが、この点について、以下、2点をご確認ください。  第一に、今回の諮問事項の本人通知の対象となる施設入所等児童などの人数はどのくらいでしょうか。  第二に、上記の理由の他に、「必要性」がないと判断できる実質的理由はないのでしょうか。迅速性が要求される場面では常に目的外利用の本人通知が必要とされないとは考えられないと思われまます。 目的外利用の本人通知の趣旨は、公的機関で収集・管理されている自己の個人情報とどのように利用されているのことが本人が知ることで本人の意に反する個人情報の利用を抑制する点にあると思われまます。このような観点から「必要性」がないという実質的理由を明らかにする必要があると考えます。	①通知対象となる児童等は(人数) ②通知の対象となる児童等はほとんどが未成年者であり、本来であれば親権者に通知を行うところであるが、親権者の情報は得ていないため、通知ができないこと。 また、収集等する情報は、施設入所に関する情報であり、施設への入所措置を実施した自治体から情報を得ていることを容易に察することができる情報である。そのことを改めて通知することの有効性がほとんどないと考えています。
中川	3	電子データの管理につき、パスワードの設定をするとのことですが、その作成・管理の方法および態様などについては、適切なセキュリティ対策を施していますか。	国立市情報セキュリティ対策基準に基づいた管理を実施します。
中川	3	意見です。今回の個人情報の利用及び提供には、虐待の被害者である児童の情報等も含まれる場合には、極めてセンシティブな個人情報ですので、取り扱いやセキュリティ管理については特段の留意をお願いいたします。	-
岸	3	資料3-2の4頁の(5)「データの管理方法」についての所で、データの保管や他の自治体とデータのやり取りをする業務に関わる部署と、その人数、管理体制についてご教示いただきたい。また、同じ資料の6頁の(5)セキュリティ対策と、同じ部署や担当者が担当するの否かについてもご教示いただきたい。	業務担当部署は、政策経営課政策経営係の4名(2名+応援職員2名)。国立市情報セキュリティ対策基準に基づいた通常どおりの管理体制です。セキュリティ対策は上記部署で実施しますが、技術的な面は情報システム部門で実施します。

委員名	諮問No.	質問事項(意見を含む。)	回答
関口	3	<p>(意見のみ)</p> <p>国からの要請に基づく必要な事務手続きであり、また、事務処理に関する通達の中でも例外規定として認められていることから、以下の処理について問題なく認められると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入居児童等の情報について、本人ではなく他の自治体から収集すること</li> <li>・施設等に入居されている障害者・高齢者の情報、ならびに上記施設入居時児童等の情報を目的外に利用すること</li> </ul> <p>また、本人通知を行わずに手続きを進める事についても事務遂行上やむを得ないと認められることかと考えます。</p>	-
関口	3	<p>(意見のみ)</p> <p>特定定額給付金業務システムの構築、ならびに新規の個人情報ファイルの作成についても、必要性を認められますので問題ないと考えます。</p> <p>構築されるDBも複製や他システムとの自動連携等は無いと想定されますが(詳細は資料からは確認できておりませんが)、作成されるデータの管理は適切に行っていただければと思います。</p> <p>また、本システムは特別定額給付金を給付するための一時的に必要なシステム構築と想定します。(会議室を使用したシステム環境からみても)</p> <p>対応終了後は、システムごと解体・破棄の検討も必要かと想定されますがシステム廃棄時にデータが流出することの無い様に破棄・管理手順についてもご確認下さい。</p> <p>データファイルについても、利用期間、保存年限などをご確認いただき、不要となった際には漏れなく削除されます様、運用手続き、対応をご確認いただきますようお願い致します。</p>	-
石居	3	<p>必要性・緊急性ともに認められると考えますが、以下の1点について質問させていただきます(セルをわけます)。</p>	-
石居	3	<p>導入する特別定額給付金システムは、国立市独自、あるいは国立市が選定したものなのでしょうか、総務省などによる一律のシステムなのでしょうか。</p>	市が独自に調達するシステムです。